

東海 の 古 代

第179号 2015年07月

会長 : 竹内 強

副会長・発行 : 林 伸禧

編集 : 石田敬一

投稿先アドレス : furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp

HP : http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

中皇命と有間皇子

名古屋市 佐藤章司

1 はじめに

孝徳天皇の皇子である有間皇子は、斉明四年（658年）十一月十一日、藤白坂（和歌山県海南市）で、謀反の罪を科せられて処刑（絞首）されるが、この有間皇子は「九州王朝の皇子」であり、中皇命は「九州王朝の天子」との認識を得たので報告する。

2 『日本書紀』から

斉明四年（658年）十一月三日、留守役の蘇我赤兄は、有間皇子に斉明天皇（*3）の治世に三つの失政をあげて、斉明天皇の「紀の湯行幸」による、不在期間（四年冬十月十五日～五年春一月三日）の約2.5カ月を利用して謀反を奨める。

蘇我赤兄の述べる斉明天皇の失政の内容の概略を次に記す。

- ①大きな蔵を立てて人民の財を集め積むこと。
- ②長い用水路を掘って人夫にたくさんの食糧を費やしたこと。
- ③船に石を積んで運び岡を築くというようなことをした。

『日本書紀（下）全現代語訳』講談社、1988年、203～205頁参照、以下、同書を『書紀・現代語訳』という。）

『書紀・現代語訳』はこれらを大和内のこと

として、具体的な地名入りで次のように記している。

（斉明二年、この年）多武峯の頂上に、周りを取り巻く垣を築かれた。頂上の二本の槻の木ほとりに高殿を立てて名づけて両槻宮と言った。また天宮とも言った。天皇は工事を好まれ、水工に溝を掘らせて香具山の西から石上山にまで及んだ。舟二百隻に石上山の石を積み、流れに従って下り、宮の東の山に石を積み垣とした。時の人は謗って、「たわむれ心の溝工事。無駄な人夫を三万余。垣造りむだ七万余。官材は腐り、山頂は潰れた」といった。また謗って「石の山岡を造る。造った端からこわれるだろう」と。

（『書紀・現代語訳』、199頁）

これらの記事を以て斉明天皇は土木工事を好まれたとされる所以である。

しかし、香具山の西から石上山にまでの溝（運河）や多武峯に、石垣・石の山岡なるものの実態が残されていないし痕跡もない。これらは大和の地ではなくて、筑紫の太宰府を取り巻く大野城の神護石や水城などではなかろうか。七世紀中ごろ朝鮮半島における唐の進出による政情不安を念頭においた、九州王朝の首都である筑紫（紫宸殿の名をもつ太宰府）の山城や運河の防御施設の補強であり、白村江の戦い以前の築造である。

そして、若い有間皇子は「斉明天皇の大土木工事」に批判的だったのであろう。この蘇我赤兄の事前に計画されていた策謀に、意を得たり

とばかりに乗ってしまい、その日の夜、留守役の蘇我赤兄に謀反の罪で逮捕され、紀の湯に行幸していた斉明天皇の下に護送される。

孝徳天皇の皇子である有間皇子は、斉明四年（658年）十一月十一日、藤白坂（和歌山県海南市）で、謀反の罪を科せられて、処刑（絞首）されるが、こともあろうに謀反を そそのか 唆した蘇我赤兄は無罪であった。事前に仕組まれていたのである。

この謀反に連座した塩屋連鯛魚・舎人の新田部連米麻呂は斬殺、守君大石・坂合部連葉らは捕えられ、守君大石は上毛野国（群馬県）に流罪となり、坂合部連葉は尾張国に流される。この時代、上毛野国や尾張国と支配関係を保っていたのは九州王朝であり大和王朝ではない。流罪地の尾張や上毛野国は筑紫を原点とした表記であり、大和とすれば尾張などはほとんど隣接地であり流罪の意味をなさないであろう。有間皇子は九州王朝の皇子であり、『日本書紀』のこの記事は九州王朝側の「史書」から盗用され、九州王朝の皇子から大和王朝の皇子に改編されている。そうでなくては有間皇子と九州王朝の臣下である守君大石との接点などあり得ないであろう。

守君大石は斉明四年（658年）「有間皇子の変」から、たった3年で流罪が解け、百済救援の主要メンバーに任命され、九州王朝主導の対唐・新羅戦に参戦している。

3 守君大石について

（斉明七年（661年）八月）、百済救援の際に、後軍の將軍大花下安倍引田比羅夫臣・大山上物部連熊・大山上守君大石・大山下狭井連檳榔・小山下秦造田来津らを百済救援のため派兵。

（『書紀・現代語訳』、アンダーラインは佐藤が加筆、以下同じ）

この百済救援に生きて帰国し、四年後の天智四年（665年）の遣唐使として派遣された。上に記した「大山上」の「冠位19階」は九州王朝の制定した冠位制度であり、守君大石は九州王朝の臣下である。『書紀・現代語訳』は下のよう

この年、小錦守君大石等を大唐に遣わした、

云々と。というのは、小山坂合部連石積・大乙吉士岐弥・吉士針間を言う。思うに唐の使人を送ったものであろう。

吉士岐弥・針間らの吉士氏は、九州王朝の遣唐使で活躍する氏族である。この後、小錦守君大石は唐から帰国した様子はなく消息不明であるが、同行した小山坂合部連石積は、次の記事にあるように筑紫に帰国している。

（天智六年（667年）十一月九日）、百済の鎮將劉仁願は熊津都督府熊山県令上柱国司馬法聡らを遣わして、大山下境部連石積らを筑紫都督府に送って来た。

（傍点は佐藤が加筆、以下同じ）

「大山下」は九州王朝の冠位制度であり九州王朝の遣唐使である。守君大石は九州王朝の臣下である。（拙論「九州王朝の遣唐使（その6）」『東海の古代』168号、平成26年8月参照）

4 蘇我赤兄とは

斉明天皇四年（658年）冬十月に「紀の湯」行幸されるのだが、その留守役である蘇我の策略に はま 嵌り、捕えられた有間皇子は一月九日、紀の湯に送られて、書記には皇太子自から死罪を下されるのであると記述されている。その後、天智八年一月九日、蘇我赤兄臣は筑紫大宰に任じられ、天智十年（671年）一月五日、大錦上蘇我赤兄左大臣となり、天武元年（672年）八月二十五日、「壬申の乱」の勝者である大皇弟は、高市皇子に命じて近江方の群臣の罪状と処分を発表させ、左大臣蘇我臣赤兄は流罪となる。赤兄は「壬申の乱」の敗者側の人間であり九州王朝の臣下でもある。壬申の乱の勝者の大皇弟については別に考察する。

5 斉明天皇と中皇命

関連する記事等を次に記す。

- ① 斉明天皇四年十月十五日、天皇は紀の湯に行幸された。同五年一月三日紀の湯から還られた。所要日程は約2.5カ月である。
- ② 持統天皇六年（692年）三月三日、伊勢に行幸された。三月二十日還られた。所要日数十七日間である。中納言大三輪高市麻呂の諫言

を聞き入れず伊勢行幸を強行させる。

③『万葉集』「中皇命の紀の湯・伊勢行幸」

2 1 詞書

右は、日本紀に曰く、朱鳥六年壬辰春三月丙寅朔戊辰、淨広肆広瀬王等を留守の官となしき。ここに中納言三輪朝臣高市麻呂、その冠位を脱ぎて、朝に啓上げ、重ねて諫めて曰さく、農作の前、車駕いまだ動きたまふべからずと申しき。辛未、天皇諫めに従ひまさずして、遂に伊勢に幸しき。五月乙丑朔庚午、阿胡の行宮に御しきといへり

(岩浪文庫『万葉集』(一)、岩波書店、2013年)

上の②③は朱鳥六年(692年)、『日本紀』に記された、筑紫に都をおく九州王朝の天子「中皇命」の34年遡った斉明天皇四年(658年)、『二中歴』の九州年号では白雉六年の「紀伊・伊勢」行幸だった。

上の「朱鳥日本紀」は書紀の初稿本であろうが、元は九州王朝の史書『日本紀』ではなからうか、そこには九州年号付きで記述されていた。

①～③は人物も時代(時間帯)も別々のものとして記されているが、本来は九州王朝の天子「中皇命」の「紀伊・伊勢」行幸のことである。それを斉明紀では若くして亡くした建王を思う傷心を癒す為の「紀伊行幸」に、持統紀では「伊勢行幸」に、それぞれに分けて改編している。紀の湯行幸の理由にあげた若くして亡くした建王を思う傷心を癒す為は、書紀の挿入文である。

「持統天皇の吉野行幸は大和の吉野ではなくて34年前の九州王朝の天子の佐賀吉野の軍事査察である」とする古田武彦説に「中皇命」の「紀伊・伊勢」行幸を適用させると、692-34=658年は、斉明4年(658年)の「有間皇子の変」に重なる。皇太子(後の天智天皇)ではなくて、九州王朝の「白雉」時代を統治した天子である「中皇命」が有間皇子を殺(処刑)したのである。

6 「紀伊・伊勢」行幸の出発地は筑紫

『万葉集』一卷の10、11、12歌は、次のとおりである。

中皇命、紀の温泉に往きましし時の御歌

①君が代もわが世も知るや磐代の岡の草根いざ結

びてな

②吾背子は仮廬作らず草根なくは小松が下の草を刈らさぬ

③わが欲りし野島はみせつ底ふかき阿胡根の浦の玉ぞ拾はぬ

或いは頭に云ふ、わが欲りし子島はみしを

右は山上憶良大夫の類聚歌林を検するに曰く、天皇の御製の歌なりといへり。

(岩浪文庫『万葉集』(一)、岩波書店、2013年)

また、『万葉集』二巻の141歌は、次のとおりである

有間皇子、みづから傷みて松が枝を結ぶ歌二首

④磐白の濱松が枝を引き結びまさきくあらばまたかへり見む

上の③の歌の場所を検討すると、「わが欲りし野島」は「明石海峡の淡路島側」であり、次の「わが欲りし子島」は「吉備の小島」であろう。

上の①の中皇命の歌と④の有間皇子の歌を検討すると、①の「磐代の岡」と④の「磐白の濱松」は、磐代=磐白であり和歌山県白浜温泉付近で同一場所を示す。同一の時間帯(658年)に同一の場所(磐代)に来ていることになる。

次に中皇命の行程を検討すると、

出発地⇒小島⇒野島⇒磐代⇒紀の湯⇒伊勢の阿胡

となり、上の出発地は筑紫であり、最終目的地は阿胡となる。

野島を過ぎて、眼前に拡がっていたであろう、難波宮(九州王朝の副都とされる前期難波宮)には立ち寄った様子はない。

中皇命の「紀伊・伊勢」行幸の出発地は、筑紫の「難波の長柄の豊碓宮」である。

『日本書紀』白雉三年(652年)秋九月条には、豊碓宮の造営は終わったと記述され、これは『二中歴』の九州年号、白雉元年(652年)であり、「白雉」は難波長柄豊碓宮の完成(遷居)による改元であって、「難波宮」ではないことに注意することが必要であろう。白雉五年(654年)秋十月十日に孝徳天皇は正殿で崩御されたと記述されているが、崩御による改元がされていない。正殿で崩御した孝徳は、大和王

に帰り、489年まで在位していた。

Ⅲ. 雄略天皇と獲加多支鹵大王

1. 獲加多支鹵とは

「獲加多支鹵」がどのように発音されていたか、またその意味するところは何かを考えてみる。

まず、「獲加」の発音を考えてみる。獲加は呉音でワクケwakukeであり、訛ってワッケwakk e又はワッカwakkaとなった。ワッカとは古代日本語が残るアイヌ語で「水」を意味する。つまり、獲加は水水〔瑞瑞〕しさを表しており、九州島の常緑樹の若葉に象徴される、輝く「若ワカ(さ)」を意味すると考える。

同様に「多支鹵」を考えてみる。多支鹵の「支」は「岐ギ」の簡略字である。つまり、「多岐鹵タギル」であり、現代語の「滾る〔強く湧き上がる〕」を意味する。古代日本語の多岐鹵の意味するところは〔泉が勢いよく湧き出る〕様子である。即ち、阿蘇山周辺にある水が逆巻くように湧き出ている湧水源の様子を表している言葉である。

要約すると「獲加多支鹵」は若さ溢れる元気よい者を表した名前である。460年に九州朝の太子となった雄略天皇は21歳の若さと元気の最中であり、相応しい名前と考える。また、「タギル」は音変化して「タキル」となり、〔荒れ狂う〕という近い意味を持つ「タケル」に変化し、建や武で標記されるようになった。即ち、「タケル」の名は、熊襲梟師・川上梟師・熊曾建のように九州島の猛者の名前であった。

因みに、兄の名は、弟が「若タギル」であるから若が外れた「タギル」であったのではないだろうか。そうであるならば、兄の名に「興」が使われたことに納得がいくのである。つまり、興の意味は「さかんになる」、「奮い立つ」であり、「滾」に近いのである。

2. 獲加多支鹵大王と九州王朝

獲加多支鹵大王の名は、稲荷山古墳出土の鉄剣と江田船山古墳出土の鉄刀に刻まれている。この鉄剣と鉄刀にある二つの銘文から獲加多支鹵大王が九州朝の太子になり、兄の倭王興の後を継ぎ倭王武になったことを検証する。よく知

られている銘文であるが改めて表記する。

【稲荷山古墳鉄剣の銘文】

(表) 辛亥年七月中 記獲居臣上祖 名意富比埜
其兒多加利足尼 其兒名豆巳加利獲居 其
兒名多加披次獲居 其兒名多沙鬼獲居 其
兒名半豆比

(裏) 其兒名加差披余 其兒名乎獲居臣 世々為
杖刀人首 奉事来至今 獲加多支鹵大王寺
在斯鬼宮時 吾左治天下 命作此百鍊利刀
記吾奉事根源也

【江田船山古墳鉄刀の銘文】

治天下獲○○○鹵大王世 奉史典曹人 名
无(利)豆 八月中 用大(鐵)釜 并四尺延
刀 八十練〇十拝 三寸上 好(兵)刀
服此刀者長寿 子孫洋々 得(王)恩也 不
失其能統 作刀者名伊太〇 書者張安也

(インターネット『e國宝 江田船山古墳出土品』より)

(1) 辛亥年について

稲荷山古墳鉄剣に乎獲居臣の上祖の名があり、その姓が、初代はヒコ、次にスクネ、ワケが三代、無冠が二代続き、オミとなっている。ワケ以前の姓は成務天皇の代に制定され、オミの姓は允恭天皇の代に制定されたことになっているが、共にその前の代より使用されていたようである。つまり、近畿政権が制定する以前より使用されていたのである。これは近畿外の政権、即ち九州政権が制定したことを示している。次に辛亥年を探ると、允恭天皇の崩御が453年又は454年であるので、この年の前とすると411年となり、後とすれば471年となる。鉄剣銘文中の獲加多支鹵大王が雄略天皇であるから辛亥年は471年とする。

(2) 杖刀人と典曹人

乎獲居臣は先祖の意富比埜より代々「杖刀人」の首の官職を務めてきた。また、无利豆は「典曹人」の官職を務めていた。

杖刀とは正倉院の天平勝宝3年『東大寺献物帳』に、〔儀式のときの刀〕とある。杖刀人とは、その儀式の刀を持って大王の側近にいて大王を守る親衛隊のことである。つまり、大王のいる内裏・宮中を守る親衛隊である。乎獲居臣はこの親衛隊長である。

典曹とは『三国志の蜀書』の中に典曹都尉という役職名があり、この典曹は〔文字を記録する役人〕とある。鉄刀銘文中に〔典曹人として史を奉ず〕とあり、无利豆が〔文字記録役人〕であることが分かる。

(3) 朝廷について

朝廷とは「内廷」と「外朝」の略語である。内廷とは王者のいる内裏・宮中であり、外朝とは政権業務を行う所で府中・政府である。つまり、内裏・宮中があり、政府機構・府中があっはじめて朝廷と言えるのである。鉄劍の銘文は内裏・宮中の存在を示し、鉄刀の銘文は政府機構・府中の存在を示している。したがって、獲加多支鹵大王がいた王朝は朝廷を形成していたのである。

では、この朝廷はどこにあったか、を探ってみる。書紀による近畿政権の天皇のいた場所は「〇〇宮」と呼ばれた居住区だけの場所であり、政権業務を行っていたのは別の場所であったようである。近畿政権は列島各地からの代表による政治的連合政権であったから、このような形態になっていたのであろう。

つまり、雄略天皇の長谷朝倉宮以前の宮は居住区である内裏・宮中だけで、政府機構・府中がなかったのである。即ち、近畿には「朝廷」がなかったのである。言い換えれば、「宮」はあっても、朝廷を中心とした「京」はなかったのである。近畿での朝廷の形成が窺えるのは、孝徳天皇の時からであり、書紀に次の記事がある。

(大化元年八月丙申朔の庚子)是の日に、鐘・匱をに設け詔して曰はく、…。

(新編『書紀』③、121頁)

(大化三年)是の歳に、…。天皇、小郡宮に処しまして、礼法を定めたまふ。…。「凡そ位有てる者は、要ず寅時に、南門の外に、左右に羅列り、日の初めて出づるときを候ひて、庭に就きて再拝み、乃ち庁に侍れ。…。」

(新編『書紀』③、165頁)

このように、「朝廷」らしきものが形成されたが、宮中・府中を備えた朝廷を有した「京」が形成されたのは更に遅くなり、持統天皇の新

益京(藤原京)からである。この「益」の意味は『学研漢和大字典』に〔①不足分をたしていっぱいにする。②足りない所をうめるもの。〕とあるように、足りなかった行政庁をつくり足し、「朝廷」とすることで、新しい「京」ができたということである。

上記のように、近畿には「朝廷」がなかったのである。したがって、獲加多支鹵大王が属した「朝廷」は近畿ではなくて九州であったことになる。即ち、鉄劍刀銘文にある「乎獲居臣」と「无利豆」は九州朝の官人であった。

(4) 官人制について

杖刀人、典曹人のように九州朝では官職に「人制」を採用していたが、近畿政権においては採用していなかった。しかし、雄略紀になり「人」が付いた官職名が見られるようになった。

(雄略二年十月辛未朔丙子に、御馬瀬に幸し、やまのつかさ みことおほ 虞人に命せて縦獵したまふ。…(略)…、「群臣、陛下の遊獵場に困りて、きみ かりには 宋人部を置きたまはむとして、ししひと 群臣に降問ひたまふを悟らず。」

(新編『書紀』②、153・155頁)

(雄略)三年四月に、阿閉臣国見、栲幡皇女と湯人の廬城部連武彦とを譜ぢて曰く

(新編『書紀』②、157頁)

(雄略)十年秋九月乙酉朔の戊子に、…(略)…。
おほとり 鴻十隻ととりかい 養鳥人とを献り、

(新編『書紀』②、189頁)

このように例としては少ないが、「虞人」「宋人」「湯人」「養鳥人」の官職名が挙げられる。そして、これ等の官職名は雄略紀だけに見られる。このことから雄略天皇は九州朝との係わりが深いことが分かり、獲加多支鹵大王の名を持った九州朝の太子であったと言えるのである。

なお、「人制」の呼称は、直木孝次郎氏によるものである。

(5) 斯鬼宮について

乎獲居臣が勤務していた「斯鬼宮」はどこにあったのかを探ってみる。

雄略天皇は460年に獲加多支鹵の名を持って九州朝の太子になったが、近畿政権内で実権を

握り活躍していた。乎獲居臣は、獲加多支鹵大王が太子になった時に、九州朝廷内で太子付の杖刀人の首に就任したと考える。その後の471(辛亥)年に斯鬼宮に入り、天下を治める補佐をしたと鉄剣は伝えている。

この斯鬼宮は「獲加多支鹵大王の寺」があったところである。「寺」とは『学研漢和大字典』に〔仏教で、仏道の修行や仏事を行うところ〕のほかに〔庶務・雑用を取り扱う役所〕とある。つまり、斯鬼宮は主たる役所でなく、補助的な役所である。獲加多支鹵・雄略の主たる役所は長谷朝倉宮であり、斯鬼宮はその補助の役所である。主たる役所が大和にあるのに、補助の役所が遠い九州にあるならその役目は果せないと考える。したがって、斯鬼宮は近畿にあったはずである。その場所は、雄略記の若日下部の王の条にある「志幾」と考える。この条の関係部分を抜き出してみる。

初め大后、日下にいましける時、日下の直越の道より、河内に幸行でましき。ここに…、堅魚を上げて舎屋を作れる家あり。天皇その家を問はしめたまひしく、…、答へて曰さく、「志幾の大県主が家なり」と白しき。ここに天皇詔りたまはく、「奴や、おのが家を、天皇の御舎に似せて造れり」とのりたまひて、…、その家を焼かしめたまふ時に、…。かれその火著くることを止めたまひき。

(新訂『記』174・175頁)

草香幡梭姫皇女が日下郷に居たとき、雄略天皇は生駒山のくらがり峠を越えて、河内の日下に行幸した。この時、峠の上より河内平野を見渡して、遙か彼方に鰐木を上げた大きな家を見つけ、質問した。その家は「志幾の大県主の家」であった。雄略天皇は「自分と同じような大きな家を造っている」と怒り、焼失させようとしたが、思い留まった。

雄略天皇はこの大県主の家を接収して役所にしたと考える。ここにみえる「志幾」は現在の八尾市志紀町であると推測する。それは、雄略十四(470)年正月の条に

是の月に、呉客の道を為りて、磯齒津路に通して呉坂と名く。(新編『書紀』②、197頁)

とあるところの「磯齒津路」の住吉津からの終

点地で、大和川が大和から河内へ流れ出る要所地にあたるからである。もっとも、大県主の家を接収し役所にしたのは14年も前のことであるから、磯齒津路の着想はこの役所があったからかもしれない。そして、この役所を「斯鬼宮」といった。

471(辛亥)年(雄略15年)には、乎獲居臣は九州からやって来て「斯鬼宮」に居たのであるが、何時来たのかは分からない。しかし、来た理由は分からないでもない。それは、雄略天皇が近畿政権を篡奪して以来、大和の一部の豪族を初めとし、雄略7年に吉備国、同11年に菟田の人、同13年に播磨国と謀叛が続いていて、統治が安定していなかった。そこで、乎獲居臣率いる親衛隊を呼び寄せて、「斯鬼宮」に住ませたと推測する。これが、乎獲居臣が自負する「吾左治天下」(吾、天下を治めるを助ける)である。九州からやって来た武将は乎獲居臣だけではなく。雄略18(474)年8月の条に、物部目連が物部氏の本拠地の九州から援軍を呼び寄せ、伊勢の朝日郎を討伐した記事がある。この九州からの武将が「筑紫の聞物部大斧手」である。大斧手の名は、典曹人の无利弓のように〇〇弓として九州朝で多く見られたと考える。

IV. 倭王武と稻荷山古墳鉄剣

近畿の「斯鬼宮」に勤めていた乎獲居臣の鉄剣が、遠く離れた関東の稻荷山古墳(埼玉県行田市)に埋められていたのか、を考えてみる。

1. 九州王朝の関東征討

(1) 鉄刀剣銘文による考察

書紀によれば関東征討は、崇神天皇の四道將軍の派遣に始まり、豊城入彦命の東国統治、日本武尊の東征、景行天皇の東国巡幸、御諸別王の東国赴任に見られる。しかし、これらは神話的な説話であり、物証がない。関東への九州または近畿からの文化の伝播は装飾墳、円墳や前方後円墳などの古墳の築造年代から類推するしかない。さらに、確証となると、そこから出土した鉄刀剣にある銘文しかないのである。

その鉄刀剣とは、稻荷台1号古墳(千葉県市原市)出土の鉄剣であり、その銘文は次のようである。

〈表面〉 王賜〇〇敬(安)

〈裏面〉 此(廷)(刀)〇〇〇

この鉄剣の年代は、他に出土した鋌留短甲、鉄鏃、刀子などから400年代中葉(450年前後)とされている。そして、この銘文の「王賜」の王は倭王済として、允恭天皇であるとされている。しかし、倭王済の在位は443～460年で允恭天皇の在位より長く該当しない。さらに、近畿政権の長は評議会のリーダーであり「王」と称していたか疑問である。よって、銘文の王を倭王済とすることに問題はなく、江田船山古墳鉄刀にある「得王恩也」の「王」に繋がると考える。即ち、稻荷台1号墳の被葬者は九州王朝の王に関東統治を命じられ、派遣された武人であると考えられる。また、鉄剣は倭王済が与えた節刀である。

(2) 古墳による考察

また、古墳からの出土品で千葉北部・茨城南部和九州との深い関係を示すものがある。それは、「石枕」である。この石枕は古墳前期・中期に九州では造り付石枕として隆盛をみたが、近畿では採用されなかった。千葉北部・茨城南部においては造り付ではなく単独品として、中期・後期の古墳から出土している。その代表が5世紀前期の姉崎二子塚古墳(市原市)である。一例ではあるが、この地域が近畿政権より九州政権との関係のほうがより深いことを示している。

市原市には、古墳出現期である3世紀中頃の神門5号墳がある。3世紀中頃の近畿では各地より集まった代表による政治的同盟政権が出来つつあった時期であり、関東へ影響を与えるほどの勢力はなかったと考えられる。つまり、これも九州王朝の進出例と考える。

関東にもその後、近畿に出現した巨大前方後円墳に匹敵する古墳が現れる。

4C初；今富塚山古墳(市原市)

4C中；姉崎天神山古墳(市原市)、
前橋天神山古墳(前橋市)

4C後；宝来山古墳(大田区)、
前橋八幡山古墳(前橋市)、
上侍塚古墳(栃木県湯津上村)

しかし、これら巨大古墳も近畿同様に、進出地におけるの権威を示すためのものであった。つまり、九州王朝からの派遣者であるが、本国の王はすでに神であるので大きな墓を造らなかつたが、権威誇示のために巨大古墳を造った近畿に倣って造った前方後円墳である。

2. 倭武王の関東征討

(1) 風土記の「ヤマトタケル」

『常陸国風土記』に古老の話として「倭武天皇」の名が現れ、「ヤマトタケル天皇」と解されている。

風土記は元明天皇の詔により諸国から提出された解文(報告書)であり、『続日本紀』和銅六(713)年五月甲子(2日)の条には次のように記されている。

畿内と七つの道との諸の国・郡・郷、名は好き字を著けよ。…(略)…、又、古老の相伝ふる旧聞異し事。史籍に載して言して上れ。

これに従って提出された解文を資料の一つとして書紀を編纂しようとしたが、『出雲国風土記』が提出されたのは天平5(733)年であり、書紀編纂の養老4(720)年より後のこととなった。『常陸国風土記』も同様に書紀編纂の後になったと思われ、書紀の資料にはならなかったと考える。

『風土記』に現れる天皇の和風諡は書紀のそれと同じであるが、「ヤマトタケル」の名には違いがある。その名が現れるのは、『常陸国風土記』は「倭武天皇」で、他は『尾張国風土記』が「日本武命」、『陸奥国風土記』が「日本武尊」、『美作国風土記』が「日本武尊」、『阿波国風土記』が「倭健天皇命」である。

(2) 書紀の「ヤマトタケル」

書紀での「ヤマトタケル」の名は景行紀の小碓尊説話にあり、「日本武尊」とある。つまり、書紀においては「ヤマト」を「日本」と表記している。では、日本国号を使うようになったのは、いつ頃であろうか。明確なのは、大宝二(702)年の遣唐使粟田朝臣真人の上表文を受けて著している『旧唐書日本国伝』に倭国自らその名の雅ならざるを悪み、改めて日本

となす。

とあるように8世紀初めである。しかし、『新羅本紀』文武王10(670)年12月の条に

倭国、号を日本と更む。自ら、日出る所に近しと言う。以ちて名と為す。

とある。このことからすれば、日本国号の始まりは7世紀後葉と考えられ、天智天皇の近江朝廷之令(近江令)の発布の668年からと推考する。663年に白村江の戦に敗れ弱体化した九州朝に代わり、近畿政権が律令による建て直しを図った年である。そして、それが書紀に反映し、日本全体に関する「ヤマト」は「日本」で表し、一地域の奈良盆地の「ヤマト」については「大倭」を使ったのである。

即ち、書紀説話に関する「ヤマトタケル」は風土記においても「日本武」である。しかし、『常陸国風土記』と『阿波国風土記』では「倭武」「倭健」を使っており、書紀説話のそれと違うと考える。つまり、倭武・倭健は九州朝の人間であることを示しており、「倭王武」その人を表しているのである。したがって、天皇にならなかった「日本武」でなく、倭王武に対し「倭武天皇」表記に納得できるのである。

(3) 倭武天皇と乎獲居臣

以上のことより『常陸国風土記』の古老の話による倭武天皇の常陸国行幸談は倭王武の常陸および関東の征討の記録であると考えられる。しかし、倭王武が自ら兵を率いて関東遠征を行ったのではないと考える。679年に九州朝に戻った倭王武は、父の済や兄の興が行ったように「東の毛人」を統治するため、河内の志幾に居た杖刀人首の乎獲居臣を九州に帰すことなく、関東に派遣したと推考する。つまり、古老の話は乎獲居臣が倭王武の名代として行った関東征討の話である。

稲荷山古墳鉄剣はこの時に倭王武が乎獲居臣に与えた節刀であり、また乎獲居臣は関東統治の後、九州に帰ることなく埼玉県行田市の稲荷山古墳に節刀の鉄剣と共に葬られたのである。

V. まとめ

稲荷山・江田船山両古墳から出土した鉄剣刀の銘文にある獲加多支鹵大王は近畿から九州に

帰った雄略天皇こと倭王武であることが確かめられた。さらに、『常陸国風土記』にある倭武天皇も倭王武であることも明らかになった。この倭王武の関東征討の追証は『旧唐書』日本伝の次の文にある。

日本は旧小国、倭国の地を併せたりと。

「日本は、元は小国で倭国を併合し今の大国になった。」と言っている。

つまり、日本、即ち近畿政権は小国であり、関東を征討する力はなかったのである。関東を征討したのは九州朝であった。

また、乎獲居臣が征討將軍になり、その上祖に意富比埜がいたことが、崇神天皇の大彦命ら四道將軍派遣逸話のモデルになったのではないだろうか。

法隆寺の諸問題

(その2)

安城市 山田 裕

I 法隆寺の本尊

法隆寺の金堂内陣中央の間に釈迦三尊像が、東隣の東の間には薬師如来像が安置され、いうまでもなく釈迦三尊像(以下、釈迦像と略す)とは金堂本尊であり、法隆寺の根本本尊とされている。

ところが、両像の光背銘文の紀年銘は釈迦像が癸未年(推古三一年・623年)で薬師像は丁卯年(推古十五年・607年)とある。

大橋一章^[6]は、

「紀年銘の古い薬師像には同像と寺造営の経緯が書かれているのに対し、釈迦像は上宮法皇の病氣平癒のために等身の釈迦像が発願されたが、太子が薨去したので浄土往生を願って完成させたと書かれていて、法隆寺の発願や造営に関することは何も記されていないのである。換言すれば法隆寺の本尊としてふさわしくない仏像が本尊ではなく、金堂東の間に置かれ、聖徳太子と関係の深い仏像が本尊として金堂中央の間に置かれているのである。」

と指摘している。

天平十八年の『法隆寺資材帳』記事の筆頭に記されているのは金堂本尊の釈迦像ではなく薬師像が記されており、また『上宮聖徳法王帝説』も薬師像銘文を掲げた後に「即寺始縁由也」としている。つまり奈良時代の法隆寺の認識は寺の草創に関して薬師像銘文を採用し、再建法隆寺の本尊を薬師像として認識していたようである。さらに鎌倉時代では顕真が著した『聖徳太子伝私記上』には、昔は釈迦像が東の間に、薬師像は中央の間に安置されていたが、釈迦像の方が大きいので中央の間に安置されたと記し、そのため、薬師像は用明天皇の為に造られた故に當寺の本佛であり、釈迦像は聖徳太子の為に造られたと記している。

したがって、これらの記述から法隆寺の根本本尊は薬師如来像であったと思われる。

ところが、『日本書紀』天智紀九年四月条に「[災-法隆寺-](#)。一屋無^レ餘。」

とあるように、西暦670年時点では両像が法隆寺には存在しなかったと考えられ、そのため両像が他の寺院から搬入されたとする説が有力である。

しかし、若草伽藍の本尊については全く手がかりがつかめないのが現状である。

次に両像が何時ごろに造作されたのか、また法隆寺に安置された経緯について探求したい。

II 薬師像

薬師像の顔立ちは釈迦像の細面と較べてかなりふくよかで、縣裳の左右への張も穏やかで、飛鳥仏の「瘦」に対する白鳳仏の「肥」の特徴を表しているとされている。

釈迦像の四字・六字の対句を多用した四六駢儷体という文体は中国の六朝時代に盛行した格調の高い華麗な文体であるのに対し、薬師像の銘文はより和様化された文体とされている。

書体について、釈迦像は文字に丸みがあり、のびやかだが、薬師像は角張っていて、天や大が左に傾く特徴がみられる。これは初唐の頃の書体とされているようである。

この二書体の違いが判るのは、御物の『法華義疏』で、義疏の本文と表題は聖徳太子真筆の六朝風の書体とされているのに対して、開卷直

ぐの「法華義疏第一」と肉太に書かれた表題の下方には、全く異なった書体で「此れは是れ大委の上宮の私集なり。海の彼の本に非ず。」と二行にわたっての記述がみられる。この添え書きの書体はまぎれもなく初唐の書家である褚遂良等に倣った書体とされている。

以上から、薬師像の作風や光背銘文の文体・書体の面から釈迦像よりも造作年代は後であったと考えられているようである。

さらに釈迦像銘文の「池邊大宮治天下天皇」の“天皇”の記述は不審とされ、その理由は“天皇”の用語は天武・持統朝以後とされており、同銘文は後世の造作の可能性が指摘されている。

この後世造作説の先行研究として“福山敏男説”が見出せる。

福山敏男^[7]は薬師銘にある「丁卯年（推古15年）」について疑問を提出し、カール・ヴィットが指摘したように様式上の点から薬師像は釈迦像を遡るものではないとし、其の後、丁卯年の薬師像、癸未年（推古31年）の釈迦三尊像、戊子年（推古36年）の釈迦像の銘文はいずれも後世の作文で、天武朝以後のものであるとする論文を発表した。

同光背銘文は勅願寺であることを強調しているが、**田村圓澄**^[8]は

「我が国の勅願寺は舒明天皇発願の百済大寺が第一号で、以後天智天皇発願の川原寺、天武天皇発願の薬師寺と続くのである。したがって、最初の勅願寺である百済大寺より五十年も前に法隆寺が勅願寺としてつくられることはあり得ないからである。さらにいえば我が国初の本格的伽藍を擁した飛鳥寺（法興寺）がいち早く仏教を受容した蘇我氏によって造営されようとしていた時に、それよりも一年も前に天皇発願の寺院が建立されたとは考えられない。」

と指摘している。

大西修也^[9]は

「薬師銘の成立は天智九年の法隆寺消失後の再建を熱望していたころで、法隆寺再建に要する経済的援助を時の皇室と国家に求めるために、法隆寺が当初から勅願寺であったということにあり、その際手本にしたのが飛鳥寺（法興寺）の縁起であり、その縁起内容を上回るもの、たとえば発願年は飛鳥寺（法興寺）

の用明二年に対して薬師銘は推古十五年、本尊の完成年飛鳥寺の推古十七年に対して薬師銘は推古十五年、また飛鳥寺は推古天皇を発願者、太子と蘇我馬子を造立者とするが、薬師銘は用明天皇を発願者、推古天皇と聖徳太子を造立者としていて、薬師銘、つまり法隆寺の縁起内容が飛鳥寺の縁起内容よりも格上げした。」と指摘している。

天智九年の法隆寺の焼失後、再建事業を皇室と国家から援助を引き出すための方策として、法隆寺は創建当初から勅願寺であったことを主張するために薬師銘が造作されたとする大西説は、現在ではもっとも妥当なものと考えられている。

大西説を裏付けるのが、次の書紀の記事である。

1. 『日本書紀』天武八年四月条の詔

「夏四月辛亥朔乙卯、詔曰、商_下量諸有_二食封_一寺所由_上、而可_レ加々之、可_レ除々之。」

この詔はもろもろの食封を所有している寺の理由を調べてみて、加えるべきなら加え、除くべきところは除くと記し、また『法隆寺資材帳』記事に

「合食封参佰戸 大化三年歳次戊申九月廿一日己亥、許世徳随高臣宣命納賜、己卯年停止」とあり、己卯年は干支から天武八年に該当し、書紀の記事を裏書きし、法隆寺は経済的援助を失ったのである。

2. 天武九年四月是条の勅

「是月、勅、凡諸寺者、自_レ今以後、除_フ爲國大寺_二二三_上、以外官司莫_レ治。唯其有_二食封_一者、先後限_二卅年_一。若數_レ年滿_レ卅則除之。且以爲、飛鳥寺不_レ可_レ關_二于司治_一。然元爲_二大寺_一、而官司恆治。復嘗有功。是以、猶入_二官治之例_一。」

この勅は、我が国の諸寺は今より以後国の大寺二、三を除いて、その他は官司が治めてはならない。ただし食封を所有している寺は三十年間官司が治めてもよいが、三十年を過ぎると治めてはいけない。飛鳥寺のみは司の治に關与すべきではなく元から大寺として官司が常に治めるべし。飛鳥寺は過去に功があったからである。是を以て官治する例に入れているとしている。

「大寺二、三」とは、大官大寺と川原寺及び天武九年に発願された薬師寺と考えられ、すなわち天皇勅願の寺を指し、飛鳥寺は勅願寺と同様の待遇を受ける寺としている。

このような天武政権から見放された法隆寺の生き残り策は、皇室・国家から経済的援助を引き出すための方策は勅願寺ではない「大寺飛鳥寺」に倣うことであつたと推測される。

その具体策が、当初から法隆寺は勅願寺で、その証左が本尊は薬師像であつたという創建縁起を捏造し、光背銘文に陰刻したものと思われる。

法隆寺再建時期の手掛かりについて『法隆寺資材帳』の以下の記事が注目される。

「合舍利伍粒_{請座金堂}」

「合塔本肆面具攝 右和銅四年歳次辛亥、寺造者」

上記記事は和銅三年に金堂、和銅四年（711）に塔が完成間近であつたと推測でき、この頃に薬師像が法隆寺に安置されたと考えられる。

次に本格的な伽藍寺院の完成は、「平城宮御宇天皇（元正天皇）によって、夥しい經典や仏具の施入、僧176、沙彌87人の受け入れ、銀錢・銭・水銀・白蠟・黒蠟・白銅などの施入」を記す養老六年（722）頃と考えられている。

これらの記事群から、法隆寺の宿願である「国家の大寺構想」が元正天皇（在位715～724）によって達成されたと考えられている。

【薬師銘】

池邊大宮治天下天皇大御身勞賜時歳
次丙午年召於大王天皇与太子而誓願賜我大
御病太平欲坐故將造寺薬師像作仕奉詔然
當時崩賜造不堪者小治田大宮治天下大王天皇
及東宮聖王大命受賜而歳次丁卯年仕奉

III 釈迦像

同像の特徴は、角張った面長の頭部、杏仁形（アーモンド）の眼、微笑を浮かべるように見える口元（アルカイクスマイルとも云われる）、中国風の服制、図式的に整えられた左右相称を基本とした衣文、左右に鱗状に広がる天衣、蕨手状の垂髪などがある。作風については、中国北朝、あるいは南朝の影響を受けているとも指

摘され、造立時期は薬師像よりも古く飛鳥時代とするのが通説である。

薬師像よりもより古い飛鳥時代の造立とされる釈迦像が法隆寺に移された時期は薬師像よりも後の時代で、仏教史では太子信仰の成立時期とするのが通説のようである。この太子信仰の成立時期については七世紀末の天武紀頃のものとするのが多数派説のようである。

しかし、天武紀頃とする多数派説には問題があり、天武紀に法隆寺の再建が始まったと仮定しても「薬師像」で前述したように、書紀の天武紀八年四月条の詔ならびに天武紀九年四月条の勅は、再建法隆寺にとって、国家の経済的援助が見込めず、「太子信仰」を基盤とする再建プロジェクトさえ見込めない状況であったと思われるからである。ましてや、かかる状況で釈迦像を他の寺から移入できたとは思えないのである。

前述したように再建法隆寺は元正天皇の援助によって「国家の大寺」として伽藍配置を伴う寺院として完成したと考えられ、またその当時の本尊が「薬師像」であったことを考え合わせると「釈迦像」が安置されたのは元正天皇以後と思われる。

次に「釈迦像」が法隆寺に移された時代背景を検討してみると、同像は極めて良好な状態であることから他の寺院に安置されていたことは疑えない。平城京遷都後、飛鳥から移転した寺院は本尊に相応しい仏像を法隆寺へ移すとは思われず、また飛鳥にとどまった飛鳥寺・橘寺・百濟大寺（大官大寺）も法隆寺へ移すとは思われない。釈迦像が法隆寺に移された蓋然性が高い時期は平安遷都後と思われる。というのは、平安時代に飛鳥の寺院並びに平城京の寺院の多くが衰微し、多くの仏像が流出したことがあげられる。上原和^[10]は

「三井寺、法名法輪寺の金堂に安置されていた止利仏師作の釈迦三尊像を、天武朝の半ば、ようやく聖徳太子追善の法隆寺金堂の落慶が近づいたおり、ぜひとも法隆寺金堂の本尊としてお迎えしたいという多くの寄進者たちの切なる要望があり、それに応じて、尊像は法隆寺金堂に移されたのでしょう。しかし法輪寺のほうでもまた、大施主膳王后縁の釈迦三尊像への愛惜

の想いに堪えず、せめて釈迦坐像だけでもそのお姿を写し取っておきたいと願い、急遽木造で作り上げた止利風の擬古作が、現在法輪寺の行動に安置されている旧金堂本尊の薬師如来坐像に他ならない。」

と指摘している。確かに、法輪寺薬師如来坐像は釈迦像の作風に類似しているが、氏の立論は前述したように、「本尊」や「天武朝の仏教政策」を誤認されていると思われる。

同像と作風を共通する飛鳥仏としては、東京国立博物館が所蔵する「四十八体仏」の145号の如来坐像、149号の如来立像、155号の菩薩半迦像が指摘されている。かつてかなりの規模を誇った橘寺の仏像の内、まとまった数のものが藤原時代に法隆寺へ移されたことは、法隆寺側の記録にも記載されているので「四十八体仏」の大部分がそれにあたるものと考えられ、釈迦像も同様に橘寺から移されたと思われる。

橘寺は厩戸皇子縁の寺であり、「太子信仰」の精神的支柱となる「釈迦像」が同寺から法隆寺へ移されたとする説は、あまりにも平^{ひょう}仄^{そく}が合いすぎる点が否めないが、藤原時代に橘寺から法隆寺へ移されたとする説の可能性は高いようである。

IV 釈迦像光背銘文

建築史家である福山敏男は、同銘文を後世に陰刻されたとする説は前述した。しかし、後世に陰刻したのであるならば、何故正史にない「法興年号」や「上宮法皇（厩戸皇子）の母鬼前皇后や干食皇后」の名を陰刻したのであろうか。また再建法隆寺は「太子信仰」の名のもとに正史が記す「厩戸皇子の母や妃或いは夫人名」を陰刻すればよいはずだがそれもない。この事実からも釈迦像は他の寺から移入され、また「上宮法皇は厩戸皇子でなかった」と思われる。

古田武彦^[11]は、同銘文が記す「法興元三十一年、上宮法皇、止利仏師」をキーワードに、『隋書倭国伝』が記す「九州王朝の王、多利思北弧」への追悼銘文とし、法興元三十一年は九州王朝の年号であると指摘した。つまり、古田武彦は福山敏男の「後世陰刻説」を否定したことになる。

また「後世陰刻説」を否定するものの、「九州

王朝の王、多利思北弧」への追悼銘文ではなく、「上宮法皇は蘇我馬子大臣」とし、法興年号は「蘇我馬子大臣治世下の年号」あるいは「蘇我馬子大臣による仏法興隆運動のシンボル」と位置付ける説も指摘されている。

以上の説を念頭に同銘文の疑問点を中心に検証したい。

1. 「仁王會」

『法隆寺資材帳』によれば、「仁王會」の初出記事は「癸巳年（693）十月廿六日飛鳥宮御宇天皇爲仁王會納賜者」とあり、『日本書紀』持統七年十月二十三日条によると、諸国で仁王會が四日間行われたとする記事と一致するが、前述したようにこの時点で法隆寺が再建されたとは考えられず、同記事は『日本書紀』記事に合わせて造文されたと思われる。また『法隆寺資材帳』に釈迦像光背銘文が記す「仁王會」記事は見えないので、この「仁王會」は法隆寺で行われていないのは明白である。では、どの寺院で仁王會が行われたのであろうか。九州王朝説に立って、太宰府の觀世音寺を例にとって検証してみたい。

『続日本紀』和銅二年（709）二月条に、筑紫の觀世音寺は天智天皇が母齊明天皇のために誓願し基を置かれたとあり、第Ⅰ期觀世音寺の造営開始は天智元年（662）頃までに遡ると思われる。西南大学教授兼觀世音寺副住職の高倉洋彰は、第Ⅰ期觀世音寺創建時期について、創建時の瓦とされる老司Ⅰ式から7世紀末～8世紀初頭にさかのぼる可能性を指摘し、さらに朱鳥元年（686）頃に主要伽藍が完成したと指摘している。しかし、「白村江の戦い（663）」で唐・新羅連合軍に敗北した九州王朝は一時的に唐の占領軍の支配下に置かれ、国力が大いに疲弊したと思われ、高倉洋彰が指摘する朱鳥元年ごろに觀世音寺の主要伽藍が完成したとする主張は受け入れがたく、『二中歴』に「白鳳元年（661）觀世音寺東院造」とする記事からも第Ⅰ期觀世音寺創建時期はさらに遡りえる可能性がうかがわれる。また、癸未年（623）までに第Ⅰ期觀世音寺が完成し、かつ「仁王會」が行われたとするには、文献・考古学の両面からも時間的な隔たりがあり、觀世音寺説は成り立たないと思われる。

2. 「仁王會」の主宰者である天皇名がない

「仁王會」の主宰者は当然、上宮法皇の後継者で「〇〇宮御宇天皇」の名が記されているべきだが、其の名は見えない。「仁王會」は仁王經の教義から大王が主宰する仏教儀式で、その主宰者である後継天皇（大王）の名を漏らすのは不自然としか言いようがないのである。

古田武彦も同様に推古天皇の名がないことを指摘している。

3. 上宮法皇とは

「上宮法皇」とは一般的に「上宮と呼ばれた宮」に本拠を持ち、「法（仏法）の皇（すめらぎ、大王）」と解釈でき、「上宮法皇」とは、「仏法によって君臨する大王」とするのが通説のようである。

この上宮法皇を推古天皇の皇太子兼摂政の厩戸皇子とするのが有力説だが、問題点は三点ある。

一は、厩戸皇子が「上宮」と呼ばれた宮を本拠としていたかである。『日本書紀』推古元年四月条に「父天皇愛之、令_レ居_二宮南上殿_一。故稱_二其名_一、謂_二上宮厩戸豊聡耳太子_一」_レとあり、独立するまでは父用明天皇の池辺宮南の上殿で養育されたが故に「上宮厩戸豊聡耳太子」と呼ばれていたに過ぎず、独立後は斑鳩宮を本拠としており、「斑鳩宮が上宮」と呼ばれていたとする記述は『日本書紀』にみえないので、「上宮法皇＝厩戸皇子」説は、「太子信仰」から派生したと思われる。

二は、「法皇」の呼称で、大王でもなかった厩戸皇子が「法皇」と呼称されるはずもなく、「太子信仰」定着後、厩戸皇子が「聖徳太子」に格上げされたとみるのが妥当のようである。

三は、厩戸皇子の薨年で、『日本書紀』では「推古二十九年（621）春二月」で、釈迦像銘文は「法皇登迦癸未年（623）三月中」とあり、両者を同一人物とするには疑問がある。

この三つの問題点に鋭く切り込んだのが古田武彦で、「上宮法皇」を『隋書』倭国伝が記す九州王朝の大王「多利思北弧」と指摘し、その根拠は多利思北弧が隋に送った国書の中で仏教を崇拜し、中国の天子を「海西の菩薩天子」だと誉めてはいるものの、自らも「日の出ずる所の

菩薩天子」だと、暗に主張し、また「法皇」とは明らかに仏教の僧籍に入った天子を指すと指摘している。

しかし、多利思北弧が「上宮法皇」と呼ばれていたとする文献が管見にみえず、また住まわれた宮殿が「上宮」と呼ばれていたとする文献も同様に管見にみえないのである。

『隋書』倭国伝によると、大業三年（607）多利思北弧の使いは、隋の天子に対して「重ねて仏法を興すと聞き、故に朝拝させ、兼ねて沙門数十人を仏法修学のためにまいりました。」とあり、記事中の「重ねて仏法を興す」とは、隋は先代王朝より、また九州王朝も同様に累代の王にもまして仏法を敬仰していた様を表している。

さらに古田武彦^[12]は、仏教初伝について、『上宮聖徳法王帝説』をはじめ多くの文献が「戊午伝来」を伝えているとして、

“少なくとも、四世紀末の好太王（広開土王）時点においては、すでに高句麗、百済とも、仏法が各王家の公認、保護のもとにあったことがわかる。このことは何を意味するか。高句麗好太王の碑文中に刻された事件、すなわち倭王讃が大軍を朝鮮半島の中域まで派遣していたとき、後方百済の領域には、漢山に仏寺があり、前方高句麗領内には肖門寺、伊弗蘭寺があり、さらに平壤には九寺が嚴在していた。（中略）このように仏教文化圏化していた朝鮮半島に、大軍を長期間進退させていた倭王が、仏教について「未知」「未見」だったということがありえようか”と述べ、さらに“三八四年の仏教百済初伝”から遠くない時期に仏教が九州王朝に伝来した可能性」を指摘した。また『隋書』倭国伝の「仏教を敬す。百済に於いて仏教を求得し、始めて文字有り」の記事を取り上げ、「求得しに行くためには、その前提として“すでに知識があった”」と指摘している。

しかし、これらの指摘は、九州王朝の多利思北弧（古田武彦の推定は在位589～622年）のはるか以前から仏法を敬仰していたことを示すものであり、初めて「仏法興隆」を意味する「法興年号」を多利思北弧が建元するとは思えないのである。

なお、その後、古田武彦の指摘を発展させたのが、中小路駿逸^[13]が提起した「百済から戊

午の年（418）に伝来した」とする説である。

「上宮」について、「太宰府」周辺との説も提起されているが、遺跡考古学ではその遺構さえ見出されていないのが実情である。したがって、「上宮法皇＝多利思北弧」とする説は、文献・考古学の両面からも論証が十分に尽くされたとは思えないのである。

最近、古田史学の会・東海の会報誌「東海の古代」で上宮法皇に関する二つの論文が発表されているので紹介したい。

竹藪正雄氏は、「東海の古代」第164号所収の“「法興」年号に関する考察”で『日本書紀』皇極三年（626）冬十一月条に「蘇我大臣蝦夷・兒入鹿臣、雙日上宮門。日谷宮文。」とあり、蘇我入鹿が住む家を「上宮門」と呼ばれていた記事を取り上げ、蘇我氏一族は蘇我王家で馬子大臣は自らを法皇と呼び、年代には「法興」と号していたとし、『日本書紀』推古三十四年（626）五月二十日条の「大臣薨仍葬桃原墓」の記事のうち、「仍」は「かさねて：もとの物事につけ加えるさま」と解し、蘇我馬子大臣の死亡記事ではなく改葬記事であると指摘している。この指摘は、光背銘文にある「法皇登迦癸未年三月中（622）」との4年のずれを補い、かつ馬子大臣の薨去年を光背銘文が記す「法興三十二年二月二十二日」を妥当とするものである。

竹藪正雄氏の指摘に対して、石田敬一氏は「東海の古代」第176号所収の「古代逸年号に関わる疑念その5」で、推古紀は元年から三十六年まで連続して記述しているが、推古三十年のみ、その年次と記事がない面妖さを指摘し、以下の書紀の記事から、蘇我馬子大臣の薨去年を推古三十年（622）と推測した。

(1) 推古二十二年秋八月条

「大臣臥病。爲大臣而男女并一千人出家。」

馬子大臣の病治癒祈願のため男女一千人が出家するのは異常事態で、その病が重篤状態であったことを示唆する記事。

(2) 推古二十八年是歳条

「皇太子嶋大臣共議之、録天皇記及國記」

突如、馬子大臣に代わって嶋大臣が登場するが、嶋大臣就任記事はない。

(3) 推古三十四年夏五月条

「卅四年大臣薨。仍葬于桃原墓。大臣則稻

目宿禰之子也。性有_二武略_一、亦有_二辨才_一。以恭_二敬三寶_一、家_二於飛鳥河之傍_一。乃庭中開_二小池_一。仍興_二小嶋於池中_一。故時人曰_二嶋大臣_一。」

嶋大臣を馬子大臣とするのが定説だが「嶋大臣＝馬子大臣」であるとは、書紀に記述されていないため、別人である可能性を指摘し、また(3)の記事は嶋大臣と呼ばれた所以を語っていると推測された。

(4) 舒明即位前紀

「蘇我氏諸属等悉集、爲_二嶋大臣_一造墓、而次_二于墓所_一。」

「次る」は「宿る」で、蘇我氏諸属等が集まって嶋大臣の墓を造るために宿泊していた状況から、(3)の時点で墓は完成していなかったとし、石舞台古墳は西北部にあった7基の小さな古墳を削平して築造されていることが発掘調査により分かっており、同記事は遺跡の状況と合致すると指摘し、(1)～(4)記事から、嶋大臣とは蘇我稲目大臣の子であるとされた。その証左として『新撰姓氏録』岸田朝臣の項の「岸田朝臣武内宿禰五世孫稻目宿禰後也。男小祚臣孫耳高家居岸田村、因負岸田臣號。日本紀合」の記事を取り上げ、**小祚を嶋大臣に比定し、馬子大臣の墓去年を推古三十年すなわち法興三十二年と推測された。**

嶋大臣について『古今目録抄』は「兄嶋大臣彌勒化身云 弟蝦夷大臣 入鹿大臣父也 上二人大臣兄弟也」、また「蝦夷大臣二男也」と記しているの、嶋大臣は馬子大臣の長男で、「彌勒化身也」と呼ばれていたことにより、功德の高い仏法に深い関わりのある人物であったと思われる。ところが、『日本書紀』推古四年冬十二月条に「法興年寺造竟則以大臣男善徳臣拜寺司」とあり、馬子大臣の長男は善徳であるとするのが通説のようである。しかし「善徳」の名は其の名が示すように“法名”と思われ、本来の名は「嶋」で、嶋大臣とは馬子大臣の長男である可能性が高いと思われる。

4. 鬼前太后と干食皇后

通説では、『上宮聖徳法王帝説』が記すように、「鬼前太后」を穴穂部間人皇女（欽明天皇の第三皇女）、「干食皇后」を正妃の菟道貝鮪皇女ではなく、妃の一人である菩岐々美郎女（膳武加

多夫古臣の娘）とされている。

古田武彦は、その後、「鬼前太后並びに干食皇后」をそれぞれ「多利思北弧の母並びに皇后」と指摘し、鬼前太后の「鬼前」は福岡県糸島市に存在する「字、鬼の前」とし、鬼前太后を「鬼の前」出身とされているが、「干食皇后」については、百済の武寧王銘板に後の名前が書かれていないことを根拠に「干食皇后」ではなく、「干食」で切って前につなげ「王后」だけで良いとの解釈を提起した。

しかし、一地方の「小字名である鬼の前」を皇后の名の由来とする仮説は観念的に釈然としないのである。

上宮法皇のモデルと目される蘇我馬子大臣の母と妻について検証すると、『先代旧事本紀』天孫本紀によれば、母は物部守屋同母妹の布都媛、妻を物部鎌足媛大刀自とし、『日本書紀』崇峻即位前紀では、妻を物部守屋大連の妹とし、『紀氏家牒』・『石上振神宮略抄』の神主布留宿禰譜料は、妻を物部守屋の妹太媛と記している。これらの文献から馬子大臣の母と妻はいずれも物部守屋と関係の深い人物であったことが確かめられるものの、「鬼前太后」、「干食皇后」との関連は文献にみえない。

なお万葉仮名では、物は「鬼」であり、鬼は「もの」、「しこ」、「かみ」と訓じられており、もしかすると「鬼前」は物部氏ゆかりの名かもしれない。

【釈迦銘】

法興元世一年歲次辛巳十二月鬼前太后崩明年正月廿二日上宮法皇枕病弗愈干食王后仍以勞疾並著於床時王后王子等及與諸臣深懷愁毒共相發願仰依三寶當造釋像尺寸王身蒙此願力轉病延壽安住世間若是定業以背世者往登淨土早昇妙果二月廿一日癸酉王后即世翌日法皇登迦癸未年三月中如願敬造釋迦尊像并挾持及莊嚴具竟乘斯微福信道知識現在安穩出生入死隨奉三主紹隆三寶遂共彼岸普遍六道法界含識得脫苦緣同趣菩提使司馬鞍首止利佛師造注) 下線部は「土」偏+岸

V 法興年号とは

『日本書紀』によると最初の公年号は孝徳期の制定した「大化」であるが、その他に天武期の「朱鳥」、『続日本紀』神亀元年（724）冬十月条に「白鳳・朱雀」の年号が見られる。また平安時代末頃に成立した『二中歴』をはじめとする多くの年代記・寺社縁起には大化前代から使用されたとする記載がみられる。これらは俗に「逸年号・私年号・古代年号」と呼ばれている。この古代年号群はおしなべて仏教的色彩が顕著で、そのため後世の仏家によって仮託された架空の年号であるとするのが多数説のようである。

この多数派説に対して、古田武彦は『釈迦三尊像光背銘文』を引用し、「法興年号は倭国（九州王朝）の大王多利思北孤が建元した並列年号」説を展開した。

また、本会の会員である竹嶋・石田両氏は「日本国の大王である蘇我馬子によって、法興年号が建元された」とする説を展開している。

この古田説に対しては、丸山晋司^[14]は『古代逸年号の謎—古写本「九州年号」の原像を求めて—』で反論している。

以上の説を検討し、併せて私見を述べたい。

1. 「法興年号は九州王朝の年号」説

同説について、古田武彦著『『両京制』の成立—九州王朝の都城と年号論—』（『古田史学会報』No. 36、2000年2月14日、以下『『両京制』の成立』）を中心に検討してみたい。

古田武彦は、主幹系列と別系列に分けて論を展開している。

表1 主幹系列と別系列

主管系列	別系列
端政（589～593）	端正 始哭 始大 }（589～590）
告貴（594～600）	
願転（601～604）	
光元（605～610）	法興（591～622）
定居（611～617）	
倭京（618～622）	
仁王（623～624）	

「主管系列の端政」は、別系列の「端正・始哭・始大・法興」の四年号と“ダブル”形とな

っているのである。この「別系統、四年号」は極めて短期間に、あわたたくしく「改廃」され、最後の「法興」に至って安定し、長期間（三十二年間）使用されたこととなる。

その上、注目すべきことは、今問題の「定居（611～617）七年間、倭京（618～622）五年間」がすべて、この「法興」年間の中に内包されていることである。

のみならず、上宮法皇の没した「六二二年は、同時に「倭京」年号の終滅時点に当たっている。そうして、新たに「仁王」年号が始まっている。

「癸未年（六二三）三月中、願の如く、釈迦尊像並びに挾持及び莊嚴の具を敬造し竟る。」と釈迦三尊の光背銘に記せられているけれど、その年に

癸未（仁王元年）

自唐仁王経渡仁王会始

（唐より仁王経渡る。仁王会始まる）

（『二中歴』仁王十二年頃）

この「仁王会」は、前年に没した「上宮法皇」の冥福を祈願したものであろう。そしてその「仁王」がとりもなおさず「改号」の年号とされているのである。「釈迦三尊」の敬造を“原点”とした倭国の国家的行事であろう。

『和漢年契』の原文を検討すると、主幹系列は端政五年で終わり、別系列は端正とし、一年で終わっている。『和漢年契』でも、確かに古田武彦が指摘したように「端政年号」がダブルで記述されてはいるが、主幹系列は「崇峻帝之時端政」、別系列では「推古帝之時二年端正」と記している。すなわち「端政年号」は崇峻帝時代の年号で、「端正年号」は推古帝時代の年号とし、明確に区別し記述しているのだから、“ダブル”形と見做せないようである。

2. 古田説への反論

丸山晋司は、『和漢年契』は江戸時代中期頃が初出で、天明元年（1781）に刊行された『衝口発』（藤貞幹）がその原典であるとし、岐阜県高山郷土館蔵本（国文学研究資料館マイクロ写真）の『衝口発』から該当部分を抽出し、反論した。

「推古帝喜楽瑞正始哭（各一年）法興（七年法興一作吉貴非是）願転（四年）光元（六年

光一作弘) 和京(五年 一作和景繩) 仁王(六年) 節中(五年)

“同書は江戸時代初期以前の諸史料に現れない「年号」が推古帝以外にも散見されるのが特徴で、例えば武烈帝の「定居」、欽明帝の「大長・喜楽」などの年号にみられる。特に欽明帝の「喜楽18年」は明らかに欽明帝の治世32年に整合するための作為が垣間見え、また推古帝の治世年数36年間に一致するのも同様である。これを偶然とみることには出来ない”と指摘した。

“また古田が指摘した表1の別系統年号とした「法興年号32年」は、『和漢年契』から読み取ることが出来ず、氏独自のアイデアとし、さらに疑問な点は、法興年号に内包するとした「定居七年間・倭京五年間」の記述で、表1の『和漢年契』主管系列では、両年号は12年間であり、「吉(告)貴10年+定居7年+倭京5年」の総和は22年間であり、法興年号が32年とすれば差引10年不足する。すなわち「願転4年+光元6年」が欠落している”と指摘した。

九州年号を収録したとされる『二中歴』を含めた数多の年代記群に「法興年号」の記述はなく、また九州内で「法興年号」の史料が管見にみえないのがそれを物語っているのではないかと思われる。

ただし、古田武彦は先に示した『両京制』の成立において、主幹系列と別系列を『和漢年契』から引用したとは述べておらず、丸山晋司の反論はやや的を外れている。

3. 「法興年号は日本国大王蘇我馬子によって建元された年号」説

石田敬一氏は、「東海の古代」第175号所収の「古代逸年号に関わる疑念その4」で、日本列島を代表する倭国(九州王朝)に属した近畿の日本國の有力者である蘇我馬子は、本国の倭の年号を使わず、日本國において独自の年号である「法興」を制定し、32年間使用したとする仮説を提起した。傍証として、隋・唐の冊封を受けていた新羅が唐の太宗の叱責を受けるまで、536年から650年まで独自年号を使用していた例を挙げている。

また同趣旨の論文に竹寫正雄氏の「東海の古代」第164号所収の「法興年号に関する考察」が

ある。

竹寫・石田両氏は釈迦像銘文の「上宮法皇」を蘇我馬子大臣に比定している。この論理の帰結は、近畿の日本國は591年～622年まで蘇我氏が支配していた。すなわち「蘇我王権」体制が存在したことを意味する。しかし、石田氏が指摘する馬子の後継者嶋大臣は独自年号をなぜ継続しなかったという疑問に思い当たる。ましてや『古今目録抄』が「嶋大臣を彌勒化身と云う」伝承を伝えていることから「仏法」に関係する年号を建てた可能性は大いにありうるのだが、それに関する年号が書紀に見当たらない点から、さらなる研究の成果を望む次第である。

この件に関して石田氏から以下の提言を受けた。

書紀は、基本的に年号は記述していない。例外的に「大化、白雉、朱鳥」が記述されるが「法興」も記述されていない。もし、嶋大臣の年号があったとしても、書紀は記述しないのが筋ではないだろうか。

4. 「法興年号は九州年号ではない」

古田武彦の並列年号説について、「東海の古代」第166号所収の「法興年号」で、林伸禧氏は、同一の権力者に二つの年号は並列しないことから、九州王朝や近畿王権の年号ではないと指摘している。

5. 私見

「法興年号」に対する私見は、竹寫・石田両氏の指摘する「蘇我馬子大臣」が大和の大王として「法興年号」を建元したとする説に魅力を感じているが、「東海の古代」第174号所収の“古代伊豫国にみる「逸年号」”で報告したように、「法興年号とは仏法興隆を具現化するための記念すべき年号」、具体的には伽藍寺院の創建を開始したときの年号と考えている。

次に「法興は年号である」と歴史学会からも信頼されている『釈日本紀』所収の「伊豫國風土記逸文」について検討してみたい。

VI 「伊豫國風土記逸文」

同逸文は上宮聖徳皇を法王大王とも記していることにより、法王大王を厩戸皇子とする説が

ふえん
敷衍している。しかし、『日本書紀』や『上宮聖徳法王帝説』、『古今目録抄』には伊豫来訪の記事はなく、そのため九州王朝の王、多利思北弧の伊豫来訪記事とする説もある。

林子平は『仙台間語』で「偽年号／本邦偽年号ト称スルモノ有。(中略) 釈日本紀ニ引タル伊予風土記ニ亦法興ノ年号アリ、懐賢ノ杜撰可_レ知」と造文であると_{らうだん}壟断している。

また愛媛大学松原弘宣名誉教授は『熟田津と古代伊予国』(創風出版、p186～194)で「かか_る道後温泉碑文を造り上げたのは法隆寺に関連する勢力であった」と指摘している。すなわち、後世の造作説である。

以上の三説についてそれぞれ検討してみたい。

1. 厩戸皇子来湯説

碑文は六朝の四六駢儷体で、神井である温泉を天寿国の池水にたとえて賛美しているが、碑文中の「正_ニ觀神井_一」、「反冀子平之能往(子平は平子の誤記)」は、『藝文類聚卷九水部下泉項』(中国の唐代初期に成立した類書で、歐陽詢らが高祖の勅に奉じて撰述した100巻から成る)所収の「後漢張衡(張平子)温泉賦日陽春之月。百草萋萋。余在遠行。願望有懷。遂適驪山。觀温泉。浴神井」の文を参考にしていることがうかがえる。

碑文が記す「法興六年十月歳在丙辰」は干支より推古四年(596)と推定されているが、参考とした『藝文類聚』は『旧唐書』によれば、武徳七年(推古三十一年、624)の編纂であり、当然我が国で参考としたのはそれ以降とするのは明白である。

したがって、同碑文は後世に造作された可能性を指摘でき、また厩戸皇子(上宮聖徳皇=法王大王)の伊豫来湯説も否定することになる。

さらに『日本書紀』や『上宮聖徳法王帝説』、『古今目録抄』に厩戸皇子の伊豫巡行に関する記述がないことも同説否定の証左となる。

2. 多利思北弧来湯説

同説は、合田洋一が『新説伊予の古代』(創風出版、2008年)で指摘された。同説は古田武彦が主張する「法王大王は多利思北弧、法興年号はその治政下年号」とする説の延長線上に位置

する説と思われる。古田説について否定的な見解を前述しているので重複を避けるが、1で指摘したように碑文が『藝文類聚』を参考にしたのであれば、合田洋一の指摘は成り立たないと思われる。

3. 後世造作説の1

松原弘宣は、「法隆寺と伊予国」(『愛媛大学法文学部論集』人文学科編第20号、2006年、P1～32)で、「伊豫国風土記逸文」記述の経緯について

「法隆寺再建に協力する代わりに、久米直が風土記に天皇並びに聖徳太子が併せて五度道後ノ湯に来湯した記事を依頼したのである。さらに法興六年以下の記事は史実ではない」と指摘している。すなわち「後世造作説」である。

松原弘宣が指摘する同説について検討してみたい。

久米氏の姓「直」は「国造」を表す「姓」とされている。『寧楽遺文中卷一宗教編・経済編上』(東京堂出版、竹内理三編、1981年、p523)に「天平廿年(748)久米直熊鷹年五十伊豫国久米郡天山郷即戸主」とあり、久米直が8世紀中頃には久米郡を治めていたことが確かめられる。

昭和63年に松山市東部にある久米官衙遺跡群から「久米評」銘刻書須恵器が出土し、遺跡群が久米評衙であることが確定した。久米評衙で確認された主な施設は、7世紀前半から中頃の中核施設である政庁や、7世紀中頃から8世紀後半頃まで機能していたと思われる正倉院、用途は不明であるが濠と二重の柵列で囲われた1町四方の区画施設で内部に大型掘立柱建物を持つ回廊状遺構などがあり、また7世紀後半には来住廃寺が造営されたとする考古学的知見より、久米直は7世紀前半から平安時代に至るまで伊豫国久米郡を支配していたと思われる。

次に久米直と法隆寺との関係を見てみよう。

『法隆寺資材帳』によれば、庄を右京・近江・大和・河内・播磨・備後・讃岐・伊予に計四十六か所を持ち、そのうち伊予国は十四カ所で、神野郡一・和気郡二・風早郡二・温泉郡三・伊余郡四・浮穴郡一・骨奈嶋一で、その大部分が道後平野に集中している。さらに法隆寺式軒丸瓦(複弁八弁蓮華文)を出土している寺院址(湯

ノ町廃寺・内代廃寺・中村廃寺・朝生田廃寺・来住廃寺・中ノ子廃寺など）も松山市内に集中している。これらの廃寺の創建時期は出土した軒丸瓦より七世紀後半とされている。

これらの考古学的知見から法隆寺と久米直との関係は七世後半の天武期以降の再建法隆寺の造営事業から始まったと思われる。また前述したように再建法隆寺の造営事業を担ったのは山辺連・坂戸物部等の物部一族を中心に、さらに同族の伊予の久米直も再建法隆寺の造営事業に協力したものと思われる。加えて、松山市内に集中している廃寺群は再建法隆寺の造営に伴う造瓦技術の提供や僧の派遣などが伴っていたと思われる。

したがって、松原弘宣が指摘する現代でいえば、観光客誘致を目的とした要請ではなく、伊予国では斑鳩の物部一族と歩調を合わせ、「第二次仏法興隆時期である白鳳時代」に伽藍寺院を造営するため、法隆寺への人的・技術的援助を要請したのではあるまいか。

4. 後世造作説の2

後世造作説に関する私見を述べたい。

(1) “湯郡”の表記は大宝律令以後

奈良県明日香村の飛鳥寺遺跡出土の三つの木簡に「湯評伊波多人葛木マ鳥」「湯評大井五十戸凡人マ己夫」「湯評井刀□□□□」とあり、大宝律令以前“湯郡”ではなく“湯評”であったことが確認されている。したがって、同逸文は後世の造作説が決定的といえよう。

(2) 「伊豫温湯碑」が後世の歌集に詠われていない事実

古田武彦^[15]は、「つぼのいしぶみ（日本中央の碑）」を取り上げ、平安時代から明治時代まで多くの歌人や政治家まで「つぼのいしぶみ」を枕詞に、和歌の中でその行方や消息を尋ねている事例を紹介している。ところが、「伊豫温湯碑」に関する和歌は『万葉集』（759年成立）・『古今和歌集』（905年成立）・『新古今和歌集』（1210年成立）のいずれにも詠われていない。すなわち、和歌の世界では「伊豫温湯碑は存在しない」とする学識が存在した可能性がうかがわれる。

(3) 温湯碑の実在性が証明できない

同逸文の内容から伊豫温湯碑は現地で建てられたはずであるが、江戸時代から今日まで様々な伝承の候補地で発掘作業が行われたが発見できていない。また同碑文を実見したとする文献も管見にみえない。

(4) 現地供奉者の存在がない

(3) と関連するが、同碑文が現地で建てたのであれば、同碑文を建立した人物は供奉者である現地の有力者と思われ、碑文に自らの名を刻すのが当然と思われるが、その名が刻されていないは不自然としかいいようがない。この私見について現地供奉者は抑々存在していないとする反論もあるが、考えてもみよう。現代でも天皇や皇族並びに首相経験者が本拠を離れる場合は、現地警察だけでなく所謂SPが警護に就くのは常識である。古代においても、大王が本拠を離れて巡行する場合、当然現地の有力者が供奉を兼ねて警護に就いていたであろうことは想像に値する。ましてや、現地で大王巡行の記念碑を建てる場合、供奉者である現地の有力者は、自らの輝かしい業績を誇るうえで、その名を刻したと考える方が自然なのではあるまいか。

(5) 登場人物の不審

碑文にある「恵念法師」は『日本書紀』が記す推古三年に百濟から来朝し、同四年に法興寺の住持に就いた「恵総」と同一人物とするのが通説である。ところが、碑文の前書きは「高麗恵総僧」としており、明らかに「慧慈」と誤認した記述は作為的である。

(6) 碑文の四六駢儷体「法王大王」は厩戸皇子や多利思北孤ではない

法王大王を厩戸皇子とする説が有力だが、『日本書紀』に比定する説に従うのであれば、供奉者の「葛城の臣等」は不審であり、作為による造文の可能性がうかがえる。

5. 小結

「伊豫国風土記逸文」について、その内容には後世の要素や作為的な誤認が見受けられる。おそらく、法隆寺の学僧が「太子信仰」の一つ

の道具として後世に造文したものである。
(つづく)

注釈

- 【6】大橋一章『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第3分冊、2004年、「法隆寺の再建と二つの本尊」、p77～90
- 【7】福山敏男『法隆寺問題管見』東洋美術、第18・21号、昭和9年、p83～94
- 【8】田村圓澄『日本仏教史』第一巻、法蔵館、1982年「国家仏教の成立過程」
- 【9】大西修也『佛教芸術』133号、1980年、p34～51、「再建法隆寺と薬師銘成立の過程」
- 【10】上原和『法隆寺を歩く』岩波書店、2009年、p117
- 【11】古田武彦『古代は輝いていたⅢ 法隆寺の中の九州王朝』ミネルヴァ書房、2014年、p211～224
- 【12】古田武彦『失われた九州王朝』角川書店、1979年、p414～424
- 【13】中小路駿逸説

同説の概略は、『上宮聖徳法王帝説』にみえる「志癸嶋天皇御世 代午（戊午の誤記か？）年十月十二日 百濟國主明王 始奉度佛造經并僧等」、『元興寺伽藍縁起并伽藍縁起』にみえる「大倭国佛法 創自斯歸嶋宮天下天國秦春岐廣庭天皇御世 蘇我稻目大臣宿禰仕奉時 治天下七年（538）歳次戊午年十二月渡来」記述は近畿王朝への仏教初伝記事ではなく、九州王朝への仏教初伝伝承であり、欽明大王の御世に「戊午」の干支はなく、欽明七年の干支は「丙寅」であることを指摘した。「戊午の年を418年」とした根拠は、『日本書紀—推古大王三十二年（624）四月条』「仏法が西国（天竺）より漢に至って300年を経ている。漢から百濟に至っては、わずか100年である。然るに我が王、日本の天皇の賢哲を聞いて、仏像及び經典を献上して、未だ100年にもなりません。（山田意訳）」との記事を取り上げ、漢の仏教公伝記事は『A後漢書—永平十年（67）』、百濟の仏教公伝は『B三国史記・百濟本紀—枕流王（384）』で、「C384年から100年にもならない」との記事から、「戊午の年は418年」である蓋然性が高いと指摘した。

$$B + C = 484 \quad 484 - 418 = 72$$

なお、同氏が指摘した「戊午の年」は干支になく誤記の可能性が高いが、故人となった今は確かめようがない。

- 【14】丸山晋司“古代逸年号の謎—古写本『九州年号』

の原像を求めて”アイピーシー刊、1992年、p173～174

- 【15】古田武彦『人麻呂の運命』原書房、1994年
- 【16】松原弘宣『熟田津と古代伊予国』創風社出版、1992年
- 【17】インターネットブログ「データベース “えひめの記憶”」を一部参照



1 飛鳥淨御原宮

通説では、飛鳥寺の南に位置する伝飛鳥板蓋宮跡には、岡本宮、板蓋宮、飛鳥淨御原宮などが存在したとされます。

「改元曰朱鳥元年 仍名宮曰飛鳥淨御原宮」（改元し朱鳥元年と曰う。仍りて宮を名づけて飛鳥淨御原宮と曰う。）の記事について、一般的には朱鳥元年（686年）に飛鳥淨御原宮の宮名が付けられたので、天智七年（668年）「其二曰鷓野皇女、及有天下居于飛鳥淨御原宮、後移宮于藤原」から朱鳥元年の19年の間、宮に名称がなかったと解釈し、不思議とされます。これについて、私は全く不思議とは思いません。

天武六年（677年）に亡くなった小野毛人の墓誌には「飛鳥淨御原宮治天下天皇」の文字が記されており、朱鳥元年以前に既に飛鳥淨御原宮の宮名が金石文で確認できます。

また、書記の天智七年（668年）のほか、天武元年（672年）には「即冬 遷以居焉 是謂飛鳥淨御原宮」とあり、やはり飛鳥淨御原宮の宮名が確認できます。

つまり、金石文、書記の両方において、朱鳥元年（686年）以前に、既に飛鳥淨御原宮は命名されていたこととなります。したがって、この記事について、朱鳥元年に飛鳥淨御原宮と命名されたと解釈してはなりません。

その命名時期は、少なくとも天智七年（668年）以前です。たとえば、古田武彦氏のいわゆる三十四年遡上説に従うと、朱鳥元年（686年）の記事「仍名宮曰飛鳥淨御原宮」は、本来、白雉三

年（652年）の記事であり、飛鳥浄御原宮の造営は白雉三年の出来事にあたります。

白雉三年秋九月條の記事は次のとおりです。
（白雉三年）秋九月造宮已訖 其宮殿之狀不可殫論
白雉三年秋九月、造営は已に訖る。其の宮殿の狀は論ずるに憚らず。

この造営の完成記事について、通説では難波長柄豊碕宮の造営の完成とされますが、その1年前の白雉二年には、大郡から新しい宮である難波長柄豊碕宮に遷るとされますので、難波長柄豊碕宮は白雉二年にすでに完成しています。

白雉三年の「造宮已訖」の記事について、すでに完成している難波長柄豊碕宮の完成記事であると解釈する通説は全く疑問です。

つまり、白雉三年に完成したのは、難波長柄豊碕宮ではなく三十四年遡上説に従えば飛鳥浄御原宮です。白雉三年に飛鳥浄御原宮を造営し、それと同時に名付けられたとすれば、小野毛人墓誌に「飛鳥浄御原宮」が記されたことは、まったく不思議ではありません。天智七年(668年)や天武元年(672年)の記事との齟齬もなくなります。

つまり、朱鳥元年(686年)の「仍名宮曰飛鳥浄御原宮」の記事は、686年に名付けたのではなく34年前の白雉三年(652年)に造営・命名された出来事を朱鳥元年(686年)の記事に書き留めたと考えるべきです。

2 「仍名」

朱鳥元年の記事で、「改元曰朱鳥元年」の記事に続く「仍名宮曰飛鳥浄御原宮」の記事で、「仍」は、「よりて」と読み、朱鳥元年の年号名を理由に、宮名を飛鳥浄御原宮と名付けたと解釈されています。

この「仍名」の書紀における他の使用例は、次の雄略紀と斉明紀の2例があります。

A 六月丙戌朔、孕婦果如加須利君言、於筑紫各羅嶋産兒、仍名此兒曰嶋君。

六月丙戌朔、孕む婦人（軍君の妻）は加須利君が言うがごとく、筑紫の各羅嶋で稚児を産み、仍りてこの児を名付けて嶋君と曰う。

B 七年春正月丁酉朔壬寅、御船西征、始就于海

路。甲辰、御船到于大伯海。時大田姫皇女、産女焉。仍名是女曰大伯皇女。

齊明七年正月六日、天皇の船は西征のため、海路に就いた。八日、天皇の船は大伯の海に到る。その時、大田姫皇女が女の子を産んだ。よりにて、この女子を名付けて大伯皇女と曰う。

Aでは、「各羅」の名称ではなく「嶋」で生んだことに因んで嶋君と名付けられたとされます。固有名詞の「各羅」ではなく、普通名詞の「嶋」に起因するものです。

Bでは、Aとは逆に「大伯海」の普通名詞の「海」ではなく、固有名詞の「大伯」に起因するものです。

現代人の感覚からすれば、Bの固有名詞に起因する場合に「仍名」が使用されるように思いますが、AとBの例から、採用された名は、「仍名」の前にある固有名詞又は普通名詞のどちらかに起因することになります。Aの普通名詞もありうるということです。

「改元曰朱鳥元年 仍名宮曰飛鳥浄御原宮」の記事について、現代人の感覚では、大多数が「朱鳥」と「飛鳥」は関係性が薄いと考えられると思いますが、Aの記事の例を踏まえると、「鳥」に起因して「飛鳥」が名づけられたとの理解が可能です。つまり、この記事で「仍名」の前後の文章は、必ずしも固有名詞にこだわるものではなく、赤い鳥と飛鳥で関係付けられているのです。ただし、朱鳥改元時に宮名がつけられたのではなく、少なくとも天智七年(668年)以前ということになります。いわゆる三十四年遡上説に従えば、白雉三年の時にあたり、「白雉」すなわち白い鳥に関連して「飛鳥浄御原宮」が名付けられたと考えられます。

3 難波と飛鳥

(1) 通説

七世紀の遷宮について、通説では、難波長柄豊碕宮、近江大津宮、朝倉橘広庭宮、長津宮を除き、多くの宮は奈良県にあったとされます。

難波については、大阪が有力な説で、難波長柄豊碕宮は、大阪市中央区で大阪城の南にある難波宮史跡公園に位置するという「上町説」と大阪市北区豊崎にある豊崎神社との「北町説」

があります。豊崎神社は難波長柄豊碕宮の旧跡地との伝承があります。

この難波に関連して、書紀には、欽明十三年に仏教が伝来した直後、物部大連尾輿は蘇我稲目が崇拝する仏教を廃絶するため、「有司乃以佛像、流棄難波堀江」とあるように、蘇我氏から佛像を奪い「難波の堀江」に捨てたとされます。敏達十四年にも「既而取所焼餘佛像、令棄難波堀江」とあり、同様に、佛像を「難波の堀江」に捨てたとされる記事があります。

この「難波の堀江」については、大阪市中央区など、いくつかの説があります。ただ、明日香を遠く離れた大阪の難波の津まで、佛像をわざわざ棄ててに行くのは不自然との見解もあります。また、明日香村の向原寺こうげんじには、書紀にある「難波の堀江」との伝承がある“難波池”があり、江戸時代にこの池から金銅観音菩薩立像の頭部が発見されています。したがって、近畿説としても難波の場所には様々な説があり決着は付いていません。

近江については、滋賀県にあって、近江大津宮は大津市錦織の遺跡とされます。また、朝倉は福岡県にあって、朝倉橋広庭宮は、朝倉市の地元伝承がある「天子の森」を始め宮野神社、朝闇神社（朝闇寺）の辺りとされます。

長津については、博多湾岸の那津（那珂津）とされ、斉明天皇が白村江の戦いに臨むために九州に行幸された際に、磐瀬行宮、朝倉橋広庭宮、長津宮を住まいとしたことから、これらの宮は九州にあったとされます。

また、書紀には、飛鳥板蓋宮、飛鳥川原宮、飛鳥浄御原宮など、頭に飛鳥が付く宮が数多くあります。通説では、飛鳥は奈良県高市郡明日香村付近としています。天武紀の元年（672年）の「庚子詣于倭京而御嶋宮 癸卯 自嶋宮移岡本宮 是歲營宮室於岡本宮南 即冬 遷以居焉 是謂飛鳥浄御原宮」とあり、嶋宮は明日香村嶋庄、岡本宮は同じ明日香村内の岡、その南に飛鳥浄御原宮があったとされ、飛鳥は奈良とする説が大勢のようです。いずれにしても短期間のうちに遷宮しているので、これらの宮は近接した場所にあると考えられます。

また、崇峻紀に「於飛鳥地起法興寺」とあるように、法興寺は現飛鳥寺の地である明日香村

に存在しており、飛鳥は奈良の飛鳥とする通説は妥当性があるように思います。

白鳳や朱雀等いわゆる九州年号が記載されている平安末期の『扶桑略記』には、「(天武)二年癸酉二月廿七日癸未、天皇即位。同日、以菟野持統皇女、立為皇后。都大和國高市郡明日香清御原宮」とあり、『扶桑略記』の編者は飛鳥浄御原宮は、奈良県の飛鳥、つまり明日香村にあるという認識です。

さらに、通説では、豊浦宮、小墾田宮、嶋宮等は明日香村に、耳梨行宮、田中宮、厩坂宮は橿原市に、百濟宮は広陵町に位置するなど、多くの宮が奈良県にあったとされます。

(2) 九州説

古田史学では、飛鳥も難波も九州にあるとします。

飛鳥について、古田武彦氏は、書記や明日香皇子に関する万葉歌、現地の遺存地名や地形等から筑紫小郡の地名であり、福岡県小郡市の飛鳥ひちように比定されています。朝倉市杷木町の麻氏良布神社の祭神である明日香皇子の存在が、これを裏付けます。天武元年（672年）の記事「倭京に詣りて嶋宮に御す」の倭京は筑紫であるので、嶋宮を始め、これに続く岡本宮、飛鳥浄御原宮も筑紫とされます。

また難波について、古田氏は「那の津」は「難波」に繋がるとして博多に比定されています。

難波津が筑紫にあることは、次の白雉二年（652年）の記事から明白だと私は思います。

是歲、新羅貢調使知萬沙浪等、着唐國服、泊于筑紫。朝庭、惡恣移俗、訶嘖追還。于時、巨勢大臣奏請之曰。方今不伐新羅、於後必當有悔。其伐之狀、不須舉力。自難波津至于筑紫海裏、相接浮盈艫舳、徵召新羅問其罪者、可易得焉。

(孝徳紀白雉二年是歲条)

是の歳、新羅の貢調使知萬沙浪らが唐服を着て筑紫に泊まる。朝廷は、恣ほしいままに(唐の)風俗に移すを惡み叱責し追い還す。巨勢大臣が奏請して曰く「方に今、新羅を伐たなば、後に必ず悔やみ有らんとす。其を伐つありさま状は挙力を必要とせず。難波津より筑紫海裏に至るまで、相接して舳艫あまうらを浮きみつ盈れば、新羅を徵召し其の罪者を問いただすのは、まさに得易い可し。」

唐服を着て叱責された新羅の貢調使は筑紫に泊まります。そして巨勢の言葉として、難波津から筑紫の海裏に至るまで船を繋げて満たせば新羅の罪者を問いただすのは容易とされます。船で満たせる程度の距離ですので難波津と筑紫海裏は近距離にあります。この海裏については、壱岐月読神社の旧号を海裏宮とも海裏八幡とも言い、その鎮座地は男岳山（大分県豊後大野市朝地町梨小）であったとされます。海裏に「筑紫の」が付加されていますから、筑紫海裏は筑紫にあり、筑紫海裏に近い難波津も筑紫にあったと考えられます。

また、物部氏による仏教排斥のため尼を弾圧する見せしめの舞台となった海柘榴市は、通説では奈良県桜井市、三輪山の南西にあったとされますが、景行天皇が九州遠征のとき、海石榴樹（つばきの木）で椎をつくり、これで土蜘蛛を殺した場所を海石榴市と呼んだという次の記事があり、九州にも海石榴市があったことになり、難波九州説を支持します。

仍與群臣議之曰「今多動兵衆、以討土蜘蛛。若其畏我兵勢、將隱山野、必爲後愁。」則採海石榴樹、作椎爲兵。因簡猛卒、授兵椎、以穿山排草、襲石室土蜘蛛而破于稻葉川上、悉殺其黨、血流至踝。故、時人其作海石榴椎之處曰海石榴市、亦流血之處曰血田也。
(景行紀十二年)

そして、次の允恭紀の記事からも、難波津・難波は筑紫にあったと考えられます。

卅二年春正月乙亥朔戊子、天皇崩、時年若干。於是新羅王、聞天皇既崩而驚愁之、貢上調船八十艘及種々樂人八十、是泊對馬而大哭、到筑紫亦大哭、泊于難波津則皆素服之、悉捧御調且張種々樂器、自難波至于京、或哭泣或儻歌、遂參會於殯宮也。
(允恭紀三十二年)

新羅王は天皇が亡くなったと聞き驚き、八十艘の船を貢上するため、対馬に泊まって大哭し、筑紫に着いて、また大哭し、そして難波津に泊まって皆、素服（喪服）になり、難波より京に至るまでに、或いは哭泣し、或いは舞ひ歌い、遂に殯の宮に参会したとされます。

筑紫に着いて難波津で泊まるので、筑紫と難波津はほぼ同じところに位置すると考えて良いでしょう。難波と京までの間では宿泊が無いの

で、難波と京も比較的近いことになります。さらに、先にも示した『扶桑略記』には信濃の「善光寺縁起」に、百済から阿弥陀三尊像が波に流され、難波津に漂着したことが記されており、漂着の可能性が高い港として、この難波は大阪湾であり得ず、博多湾であった可能性が高いと思われま

す。なお、前期難波宮は大規模な朝堂院様式を持っているため大和朝廷が造ったのではなく九州王朝の副都とする説*があります。

* 古田史学会報85号「前期難波宮は九州王朝の副都」
古賀達也

4 小墾田宮

宮は、現代の御所や御用邸と同じで天皇の住まいとともに仮住まいもありますから、短期間で宮を移ることがあります。小墾田宮、飛鳥板蓋宮、飛鳥浄御原宮へは2回移り、飛鳥岡本宮へは後飛鳥岡本宮を含めて3回移っています。

この中で小墾田宮の所在だけがあまり異論がなく、おおかたその所在は明日香村に定説化されているようです。というのも、明日香村の雷丘東方遺跡において「小治田」と墨書された土器が多数発見されたことが大きな要因といえま

しょう。書紀の「小墾田宮」は、古事記では「小治田宮」と記述されています。小墾田宮の所在と同じように、他の宮の所在も、史料と考古学による裏付けによって決定づけられていくことになります。

7月の例会報告等

○ 6月21日総会を行い、26年度事業報告・収支決算、27年度事業計画・決算予算についていずれも議案どおり議決された。なお、8月の例会からテーマを決めて行うこととした。

○ 南極老人 名古屋市 石田敬一
『史記』龜策列傳の南方老人の「老人死」の記事から、『二中歴』の「蔵和」の細注の「老人」は、「南極老人」のことであって、「老人死」は凶事である内乱の意味を支持するとした。

○ 雄略天皇と倭王武 一宮市 竹嶋正雄

倭五王と『記紀』天皇の在位期間の比較と雄略紀の雄略天皇の所業から、雄略天皇は460年に九州朝の太子になり、477年大和在留のまま倭王武となり、478年宋書にある上表文を送った後、479年九州朝へ戻ったと報告した。

表題の銘文を分析し、日十大王は日下大王であると結論づけた。

○ 中皇命と有間皇子 名古屋市 佐藤章司

『万葉集』に記載のある中皇命は九州王朝の天子であり、有間皇子は九州王朝の皇子であるとし、また「紀伊・伊勢」行幸は、書紀では斉明4年の「紀の湯行幸」と持統6年の34年遡った「伊勢行幸」に分割して記載されており、その出発地は、筑紫の難波長柄豊碓宮で最終目的地は阿胡であるとした。

○ 那須国造碑文 名古屋市 石田敬一

九州年号「朱鳥」ではなく唐の武則天の年号が那須国造碑文に刻まれたのは、7世紀末、反唐派の倭国から、倭国の属国である親唐派の日本国に実権が移ったことを物語ると主張した。

○ 予定されていた林伸禧氏（瀬戸市）の“古代逸年号「年代記」の類型”と山田裕（安城市）の“法隆寺の諸問題（その1）”については、発表時間がありませんでした。

例会の予定など

会員は、7月19日12時20分に教室前に集合！

■ 第27回愛知サマーセミナー2015

教科書が書かない！日本古代史の真実とは。

講師：古賀達也氏

- (1) 日時
7月19日(日)13:10～16:10 3・4限目
- (2) 場所
愛知淑徳中学校（高校と同じ建物）
4階 3年5組の教室（収容人数40）
注. 3階の職員室の上階にあたります。
- (3) 参加料 不要

(4) 交通機関

地下鉄東山線「星ヶ丘」駅、3番出口から北東徒歩5分。駐車場は用意なし。



■ 8月例会

テーマ：『魏志倭人伝』の狗奴国はどこか？

講師：竹内 強（当会の会長）

- (1) 日時
8月16日(日) 13:30～17:00
- (2) 場所
名古屋市市政資料館 第2集会室
名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051
- (3) 参加料 500円（会員は不要）
- (4) 交通機関
 - ・地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分
 - ・名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分
 - ・市バス「市政資料館南」、北徒歩5分
 - ・市バス「清水口」、南西徒歩8分
 - ・市バス「市役所」、東徒歩8分
- (5) 駐車場
 - ・名古屋市市政資料館：12台+α収容（無料）

古田武彦先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。例会での研究報告、発表は大歓迎です。資料を配付される場合は、「20部」をご用意願います。